

毎週火、金曜日発行（但休日等に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

### ◇規則

職員の職の設置に関する規則の一部改正  
技能労務職員の給与に関する規則の一部改正  
鳥取県木炭検査規則の一部改正

### ◇告示

土地改良事業の認可  
土地改良区の成立  
建築基準法による指定壁面線の変更  
気高町国民健康保険条例の一部改正  
国府町、八頭村国民健康保険条例の一部改正  
職員定数の特例条例に基く増員となつた定数の部局別配分  
鳥取県知事職務代理者の指定

### ◇公安告示

鳥取県公安告示第十号（交通制限）の一部改正  
鳥取県公安告示第八号（交通制限）の一部改正  
聴聞会の開催

◇人委規則、管理職手当に関する規則の一部改正  
◇電気規程、電気局職員の職の設置に関する規程の一部改正  
鳥取県知事 遠 藤  
鳥取県規則第四十二号

◇公告  
昭和三十三年度鳥取県期限付職員措置試験合格者

## 規則

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

### 鳥取県規則第四十二号

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(一)守衛(二)小使(三)清掃夫(四)運転手(五)交換手(六)炊事夫(七)常農夫(八)業手(九)道路手(十)給仕(十一)看



鳥取県告示第五百十号

鳥取市有富有田寿男ほか十四人の者から申請のあつた有  
富士地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九  
十五号）第十条の規定により昭和三十三年十月二十日成  
立した。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百十一号

昭和二十九年一月鳥取県告示第二十号で告示した建築基  
準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十六条第一項  
による指定壁面線を同法施行細則（昭和二十五年十二月  
鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により、次のと  
おり変更した。

昭和三十三年十月三十一日

昭和三十三年十月三十一日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 申請人の住所氏名  
倉吉市葵町 倉吉市長 早川 忠篤

- 一 壁面線の変更位置  
倉吉市宮川町字池ノ上二二六ノ七 一二六ノ一 一二二  
四ノ一 一二七ノ二 一二六ノ四  
倉吉市宮川町字池田二一四ノ三 一二六ノ一 一二四  
ノ四

一 壁面線の変更延長

- 左 一、三五メートル 合計二、六九五メートル
- 右 一、三三七メートル

一 壁面線間の変更距離

- 一九、二メートル、五〇、七メートル

一 図 面 省略

この壁面線を変更指定した図面は、鳥取県庁土木部建  
築課及び倉吉市役所建築課において縦覧に供する。

鳥取県告示第五百十二号

国民健康保険を行う気高町に対し国民健康保険法（昭和  
十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き  
気高町国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年十月  
二十七日認可した。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百十三号

国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十  
三第二項の規定に基き国民健康保険条例の一部改正を次  
のとおり認可した。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 条例の名称

国府町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
八頭村国民健康保険条例の一部を改正する条例

二 認可年月日

昭和三十三年十月二十四日

鳥取県告示第五百十四号

職員定数の特例に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県  
条例第三十九号）の規定に基き、知事が別に定める人数  
を次のように定め、昭和三十三年十一月一日から施行す  
る。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

知事の事務部局の職員（中央病院及び高等看護学院並  
びに印刷所の職員を除く。） 一五八人

議会の事務部局の職員 一人

教育委員会の事務部局の職員 四人

電気局の職員 七人

警察の一般職員 二人

計 一七二人

鳥取県告示第五百十五号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第二項の規定に基き、次の者を鳥取県知事職務代理者として指定する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十二号

昭和三十三年十月鳥取県公安委員会告示第十号（道路交通取締法第六条及び第十条の規定に基く交通制限）の一部を次のように改正し、昭和三十三年十月三十一日から施行する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 速度制限の解除及び新たな速度制限の表、新たに行う速度制限の対象車輛の欄中「自動車（小型自動車を除く。）」を「自動車及び原動機付自転車」に改める。

#### 鳥取県公安委員会告示第十三号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）第九条第六項及び同法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第五十九条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者住所氏名

1 東伯郡泊村大字園

武 田 通

大正十一年一月二十一日生

2 倉吉市福守

金 鐘 竜

昭和五年二月十日生

3 東伯郡東郷町大字松崎五六一

青 木 一 秀

昭和十一年一月十八日生

4 境港市相生町一一八

今 川 義 忠

昭和二年一月十一日生

二 聴聞の期日及び場所

昭和三十三年十一月十日 午後一時

倉吉警察署

昭和三十三年十一月十一日 午後一時

八橋警察署

#### 鳥取県公安委員会告示第十四号

昭和三十三年九月鳥取県公安委員会告示第八号（道路交通取締法第六条の規定に基く交通制限）の一部を次のように改正し、昭和三十三年十月三十一日から施行する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

三 制限対象中「二図については、自動車とする。」を「二図については、自動車（小型を除く。）及び牛馬車とする。」に改める。

### 人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

#### 鳥取県人事委員会規則第二十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する

規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、八頭郡若桜町立吉川

小学校、西伯郡会見町立賀野第二小学校及び日野郡根雨町立板井原小学校の校長の職については、昭和三十三年十月一日から、その他の公立学校の校長の職については、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 電気事業管理規程

鳥取県電気局に勤務する職員の仕事の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県電気事業管理規程第三号

鳥取県電気局に勤務する職員の仕事の設置に

関する規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局に勤務する職員の仕事の設置に関する規程（昭和三十三年七月鳥取県電気事業管理規程第二号）の

一部を次のように改正する。  
第二条第三号中「(二)電気技師」の次に「(三)自動車整備士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県電気事業管理規程第四号

鳥取県電気事業に従事する企業職員の給

与の額及び支給方法に関する規程の一部を

改正する規程

鳥取県電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和三十三年七月鳥取県電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「扶養手当、」の下に「通勤手当、」を加える。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

### 公 告

昭和三十三年度期限付職員措置試験の合格者を次のとおり公告する。

昭和三十三年十月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

(一般事務職)

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

一〇〇二 若槻 慈子 一一 森 智恵子

一〇〇七 原田 昌子 六八 八木 礼子

二一 石井みどり 二七 清水 豊

一〇一〇 西川千久馬 二 大村 祥乃

一〇〇九 入沢 優毅 一四 西山 義治

二四 朝倉美登利 一六 木山 凡子

二六 西村 寛 四七 鶴戸口毅一郎

一二 吉田 保雄 五 奥田 悦子

一九 岡村 之義 三三 竹内 敬恵

六 三橋 勲 五一 石井 昇

五六 松井 繁子 一〇〇三 小林 威

三〇 須崎 貞 一七 山脇 玲子

四六 武田 文子 五〇 石井 潤一

四〇 加賀田幸子 三九 石上 満雄

一八 岡垣 和美 四一 盛田 笑子

七五 淵見佐恵子 一〇一三 和田 国江

七〇 湯口ますえ 三八 加藤 一郎

一〇〇一 福永 良雄 六四 松本 一男

一〇一五 久野登志子 一〇一一 森谷 颯水

四四 岡崎 彰 二九 中村 匡子

五五 浜田佐代子 三六 今嶋 秀男

七一 小谷 通能 四八 沢 智美

八 小島 潮子	一〇〇六 渡辺 和江	一〇〇八 平野 宗行	五 松井 勝男
三三 谷口 勤	二〇 八木谷 昇	八 今嶋 純一	三三 山本美喜雄
五八 松本 義治	六九 松岡 隆子	一八 杉村 奎二	一〇一三 国司田 保
六三 田中 健	一〇一四 荒金 豊	一〇一〇 砂口 礼孝	一 荒木 司
七二 岡本 憲明	(以上五十三名)	三〇 橋本 操	一〇〇七 梅原 泰治
(土木職)		四 松本 雅美	(以上三十五名)
一九 河原 昌弘	一五 井上 文人	二 松田 福美	三 福安 韶朗
二二 安藤喜三郎	二三 水谷 方三	(建築職)	(以上二名)
一〇〇二 稲田 進	二六 杉井 利男	(林業職)	
一一 植木 弘	九 岡本 昭吾	二 平木 泰人	五 徳永 正明
一〇〇一 松本 文夫	一六 小林 道天	八 浜本 昭次	六 田中 栄造
二二 山田 満	一〇〇三 山崎 昭	一〇〇一 大松 喬保	三 田中 滋雄
三一 吉沢 英雄	一四 田中 幸徳	(畜産職)	(以上六名)
二八 升田 富蔵	三 勝原 清	一〇〇二 生田 常雄	(以上一名)
二七 神崎 憲市	三五 平戸 定市	(農業土木職)	
二九 吉田 敏優	二四 増尾 一治	一〇〇三 久木 育雄	一〇〇五 橋本 悦郎
一三 山田 貢	三六 小松 貢		
二二 福田 寛昭	二五 樋口 研二		

四 大西 聡	一〇〇二 佐々木範道
一 大塩 豊	七 木下 達夫
六 米田 義人	五 小林 文夫
(農業職)	(以上八名)
四 真壁仁太郎	(以上一名)
(衛生職)	
一〇〇四 頼田 千歳	(以上一名)